

『生命の政治学』（広井良典）の 生命倫理学

麻生 享志

引用は全て〈 〉の符号で括り、「」は論者＝麻生による強調その他を意味する。ページ付けは、特に断りのない限り、広井良典『生命の政治学』（岩波書店、2003年7月刊、第1刷）のものである。引用中で、中略箇所は「……」、〔 〕内は論者による補足、／は元の文献で段落の切れ目である。

1

著者広井良典は、科学史学科出身で厚生省に入省した経歴を持つ。そこで福祉関係の実務に携わり、行政職を離れ学問の分野に転進してからは、医療経済学者としてのイメージが強い。（『医療の経済学』『医療保険改革の構想』などによる。共に日本経済新聞社刊）本書『生命の政治学』は、広井の12冊目の単著となる。

現在、盛んに議論されている生命倫理学は、高度な医療技術の産み出す諸問題を考察し、主な議論対象にしていると言える。著者広井は、この学の現状に批判的である。例えば本書では〈日本でも、クローンの問題などを含めて〉生命倫理〈に関する議論が活発化している。けれども〉それらは〈堂々めぐりをしている、あるいは「幅広い議論が必要だ」という指摘からそれ以上前に進まない〉（p.15）と言っている。

また広井は〈現在に至るまで、戦後の日本……は、学問分野を含めてあらゆる面でアメリカの圧倒的な影響下にあった〉（p.19）ので、生命倫理学もアメリカ流の〈"最右派"〉（正確にはアメリカの保守陣営）がとる〈医学・生

命科学研究に対するスタンス〉を踏襲し、〈野放しの（＝自由放任的な）進行に懐疑的ないし反対のスタンス〉（pp.20-1）を探ることになる、と指摘している。このような〈アメリカの議論の"直輸入"に終始しているものが数多く見られる〉状況は、〈非常に問題が大きい〉、とする。（p.208）

広井の生命倫理に対する年来の主張は、上述の見解にとどまらない。「高度な」医療「技術」だけが、生命「倫理学」の問題なのではない、と広井は主張している。医療を見るのに、技術論にあまりに偏っている現状の観点を、より拡げる必要性を説くのである。（そこから広井は、治療＝キュアにのみ偏る視点の「危険性」に説き及び、ケアをも論ずる必要性を強調することになる。）また生命倫理学——それが医療倫理学を含むのであるなら——を無欠のものとするためには、「高度」な部分に目を向けているだけでは、不十分であるのは自明であろう。そのようにトータルに医療全体を考えるために、広井がバックボーンとするのが、先に挙げた医療経済学の観点である。医療が関わるほとんどの分野（直接的な医療行為のみならず、看護・介護・薬関係・医学研究・予防や健康増進・周辺産業など多岐にわたる）が、医療経済学の分析対象である。このような包括的な現代生命倫理学批判を背景に、広井は本書において、「生命の政治学」として倫理を考察しようとするのである。

今、医療経済の視点に拠って、生命倫理学的考察を進める必要を、評者である私は認めた。しかし、医療制度を語る医療経済学にとって自明なことは、「限定的に、医療経済分野の話をしている」だけでは、その任を十分に果たせないということである。医療経済論は、経済分析の論考結果を「背景」にして、さらにその外部——医療の外部・経済の外部——に進まなければ、医療の制度を十全に論ずることができないのである。医療経済学的議論を、生命倫理に及ぼそうとすれば、なおさらである。例えば医療保険の制度は、年金制度と切っても切れない関係を持ち、そのようにして福祉分野の各論を、

具体的制度論的に、さらに思想的にも扱う必要性が生じる。

かくて広井は、『日本の社会保障』(岩波新書)において社会保障を論じ、さらに資源制約を克服する途を求めて、環境問題を扱う『定常型社会』(岩波新書)を著すことになる。それらにおける照準は、社会哲学・政治哲学に定められていた。後者、『定常型社会』第1章において提出された、政治哲学における価値選択という視点は、本書によってより整理され、重要な論点として強調される。

そこでこの『生命の政治学』に至って、〈本書は、「生命」ということを中心的なコンセプトにすえて、これから時代の社会構想あるいはそこで行われるべき基本的な価値選択〉(「はじめに」p.v)について問うのである。また日本での生命倫理の議論の不十分性の〈理由〉として、〈最終的に問われている根底的な「価値」選択は何なのか、あるいはそこでの判断の枠組みとなる「対立軸」は何なのか〉(p.15)が問われていないことを挙げ、〈それを(広義の) 政治ないし政治哲学との関連でとらえかえす〉(p.17) 必要性を説くことになるのである。

例えば、本COEプログラムが2003年6月に開催したシンポジウムにおいて、「英国」から、二人の生命倫理学者を迎えて、生殖医療技術の倫理に関する講演が行われた。彼らの講演は、日本(あるいはアメリカも挙げができるかもしれないが)における生命倫理の論調にしか慣れていない者にとっては、かなり奇異に響いたに違いない。〈胚研究やES細胞に関する研究のあり方(ひいてはクローニング)〉について、顕著に〈リベラル〉(p.16)な見解を探っていたからである。しかし広井によれば、こうしたことは〈政治ないし政治哲学〉(p.17)の見地から説明できる。ヨーロッパにおいて、リベラリズムは、アメリカでの用法に(ある意味で)逆行する仕方で用いられ、〈"市場主義的"ないし"自由放任"的な国家や政策のあり方〉(p.19)を意味するが、この〈「自由主義(本来の意味でのリベラリズム)」〉(p.17)に関して、〈イギリスは先進諸国の中で〉生殖技術関連の〈研究に対してもっとも「リベラル」

な〉、〈スタンスをとってきている〉と言うのである。(p.16)²⁾

2

政治に深く関わる見方を展開する上において、広井が旧厚生省内で官僚として「ならした」経験が、重要な経験となっていることは間違いないであろう。そのせいもあって、具体的で、実施可能な政策提言は、二、三にとどまらない。とはいえたの多くの医療経済学者においても、このような（提案の）具体性という魅力は見出し得る。その意味で、それは特に広井一人のものとは言えない。（ここでは、近年に発表された川渕孝一の『医療改革——痛みを感じない制度設計を』東洋経済新報社と二木立の一連の著作を挙げておこう。）

しかし広井のカヴァーする分野は、より広範である。まず科学史学科出身という背景を活かし、アメリカの科学史・科学政策研究（『アメリカの医療政策と日本』にはじまり、『遺伝子の技術、遺伝子の思想』が白眉である）を前提に、日本にもアメリカにならう、科学研究予算の大幅な増大の重要性を説く。（この背景に『生命と時間』第2章に展開した「科学の世界的中心」シフトに関する考察がある。）

広井の視野の広さを示す別の分野として、福祉論の深化も挙げられよう。〈医療は医療、年金は年金といった具合に、個々の分野の制度改革が縦割り的に論じられ、社会保障全体の将来像がよく見えない〉(p.252) ことを批判するのは、多くの医療経済学者に共通して見られる。しかし広井の推す〈医療・福祉重点型〉の社会保障制度の背景には、〈通常〉〈全く別の文脈で論じられている〉〈公共事業をめぐる議論と社会保障〉とを〈総合的に考え〉なければならないという視点がある。そしてここには〈公共事業型社会保障〉(p.251) と広井が呼ぶ〈「建設国家」ないし「土建国家」〉(p.12) 日本を「撃つ」意図があるのである。

また、経済学が一般的に前提して疑わない「経済成長路線の必然性」を広井は再考し、「成長」を絶対視しない〈持続可能な福祉国家〉(ch.3-3)として、〈定常型社会〉(ibid.)の構想を打ち出す際にも、〈生命の政治学〉(本書標題)として、環境倫理学的内容を取り込もうという野心がある。広井の多くの著作の中で、最も刺激に富んだ記述の一つとして、私は『定常型社会』における経済学史的説明を挙げたい。そこでは、A.スミスから現代まで、セイ法則をめぐる、「成長」概念から見た経済学史の、思想史的な考察がある。(森嶋通夫『思想としての近代経済学』岩波新書における主張とも重なりつつ、これに匹敵する快著と言えるように思われる。)

しかしこの幅広さは、広井自身意識したことである。(これまで書いてきた本の多くと同様、この本もずいぶんと「マージナル（周縁的、境界的）」な内容のものとなった)と、「あとがき」において書き(p.273)、〈自分自身が今もっとも関心をもっているテーマについて、（学問）分野や領域の枠をまったく気にしないで自由に議論や考えを展開することができた〉点を、〈"楽しさ"〉として挙げている。(ibid.)しかしその裏に、学問論的背景、時代に対する批判がこめられていることも見落としてはならないであろう。すなわち広井には〈現在の日本の（大学を中心とする）アカデミズムのあり方についての疑惑〉があって、それら〈——ここでは主に人文・社会科学系を意識している——は、一言でいえば"制度化された自閉性"とも呼ぶべきある種の閉鎖性と自己満足性を強めている〉(p.274)と言う。広井の扱う領域の幅広さは、この意味で、注目に値するように思われる。

3

さて以上のような具体性に富んだ政策提言に関して、広井は次のように書く。〈そうしたいわばオルタナティブな社会モデルあるいは「理念と政策」の具体的な構想の作業は、これまで圧倒的に「批判」に中心的な価値を置い

てきた日本の人文・社会科学系アカデミズムのもっとも大きな課題ではないかと私自身は考えている。〉(p.254)

ここで言われている〈社会モデル〉、〈「理念と政策」〉に関連して、「死生学の構築」の試みにおける、「実践哲学的な再検討」の見地から、次の三点をとりあげたい。(1) 経済学的思考が及ぼす生活への影響力、(2) 経済学の立場が理論的に持つ抜本改革志向、(3) 政党政治論への態度の三つである。

1. 経済学的思考が及ぼす生活への影響力

純粹に経済学的な思考を展開するだけでも、非常に価値にコミットした議論が出てくるのが普通である。それは、例えば「パレート効率性」の観点を介して行われる。そして、そのようにして改革案が構成される。それは「端的に善であるもの」として主張される。これはある意味で、ヒュームの警告——存在と価値の二領域の恣意的相互侵犯のおそれ——につながる、いわゆる「自然主義的誤謬」(G. E. ムーア) を懸念させる。

しかも、この種の議論がおよぼす影響は、この場合まことに甚大でもある。本書で広井が提案している諸政策案から幾つかを挙げよう。まず、どの家庭に生まれたかによって左右される貧富の差を、公平性の観点から縮小しようとして提案される「相続税」の大増税がある。(p.214) 広井は、この議論を、〈「生命倫理」と「福祉国家」〉という二分野が〈相互に密接に関連している〉(p.216) という主張につなげていく。しかし、(これはこれで魅力的なのだが) 相続という数千年規模の制度を、そのように安直に、例えば〈一切廃止する〉(p.214)³⁾といった言明で片付けることが認められるだろうか。

また、失業と、資源浪費型の経済制度という二つの大きな問題点がとりあげられる。そこで解決の手段として提案されるのが、環境税である。その税収は、社会福祉の充実にまわされ、〈「労働に対する課税から資源・環境への課税へのシフト」という考え方ないし理念的な方向づけ〉をも意味する、と言う。この発想も、現代社会の大きな問題点をとらえており、注目に値する。

提案自体の意味はよく分かるし、確かに重要な視点であろう。すなわち〈「資源不足、人手余り」という時代〉への状況の変化によって、〈企業行動を「労働生産性重視から資源効率性重視」へという方向に誘導・転換させてゆく〉必要がある、というのである。(p.102) (この点に関しては、広井の前著と共に、別角度からの示唆に富んだ書物、高橋洋児『市場システムを超えて』中公新書1996をも併せ考察する必要があろう。) 広井は、しかしながらここから、細かい議論はせずに、〈環境庁の研究会報告書〉を用いて、〈社会保障支出の規模の大きさに比べれば、環境税の収入はごく小さなものに過ぎない〉とまとめてしまうが、それでは、失業への対処になる程に〈労働生産性ではなく「資源効率性」〉(p.102) を高める実質的効果があがるか定かではないであろう。かといって大規模で急激なシフトを行うことは、現実的に可能かという疑問もある。いずれにせよ、所得税中心の現役制を「根底的に」くつがえすことは、人々の生活を大きく変えるものであることは間違いない。

この意味では、税制の変更よりもさらに重大で深刻な影響を与えるのは、〈「人生の中でのワークシェアリング」〉(pp.87 f.) と広井が呼ぶ構想であろう。〈「失業との共存」〉(p.88) という発想転換を行い、〈労働時間の削減〉(p.86) を視野に入れつつ、労働期を〈現役世代の時期に集中〉させず、〈大学院〉の勉強や〈リフレッシュ休暇〉を行う、〈逆に〉〈六〇歳代以降〉でも〈雇用や社会参加の機会〉をもうける、というものである。(p.87) ここからさらに家事のサービス産業化(家庭に企業の手が入り込む)と女性の社会進出など、少子高齢化社会対策としての、潜在労働力の掘り起しへとこの構想は続いている。

背景には、所与の前提条件として、家庭(核家族)と企業(カイシャ)=雇用の流動化がある。家庭と企業が、「昔」のように社会保障的な機能を果たすことが困難になってきているのは、確かであろう。(pp.90 ff.) (また「公共事業型社会保障」と広井が呼ぶような構想に基づいて、土建的投資で失業対策を行い続けることも、高度の経済成長によってパイを拡大し「続け

る」ことも、現在ますます、厳しさの度を加えつつある、と言う。) かといって、積極的な家族政策を革命＝革新的立場で行えば、さらにリアクションとして、一層の流動化が結果するであろう。そうした将来的結果を見はるかすことなしに、現代に目立ってきている現象のみを見て、右往左往的に対策を立てるのであれば、それは危険としか言いようがない。

この点で、(広井のような) 経済学者にまず期待したいことは、数値的・統計的裏付けであり、主張の実現が可能であって、十分な意味で対策たりえることを「示す」ことである。一例を言うと、広井の言う「定常型社会」(ex. p.225) こそ、「可能であり、広井の意味での『豊かな暮らし』がそこにあるのかどうか」を、経済分析で検証してもらいたい。しかし実際に広井が挙げているのは、〈これだけ論じても絵に描いた餅に過ぎない〉(p.240) と自分で認めている、「ローマ・クラブ・グループが九〇年代に行ったシミュレーション、試算」のみなのである。もう少し実証的な記述を、切に望みたい⁴⁾。

この論点は、しかしながら次の項目である抜本改革志向と、保守主義思想の実質的軽視にもつながっている。そこで、論点をそちらに移そう。

2. 経済学の立場が理論的に持つ抜本改革志向

経済学は、現状の問題点から出発し探究する。そして「制度的」問題点を見出し、その改善仕方を考察する。この意味で、原則的・基本的に「改革志向」を探る。古い二分法の用語を使えば、「保守—革新」の「革新」側と言える。

しかもこのことは、広井の旧著『医療保険改革の構想』においても見られることだが、極端極度に抜本的な方向で考えられやすい。例えば本書でも広井は、年来の主張として、日本の年金制度に見られる「保険と税の渾然一体性」を批判する。(p.76、p.252)⁵⁾

確かに、日本のように「なしくずし的」「場あたり的」に税金を小出しに投入して、危機に直面した制度を表面的皮相的に延命し続けてきた国は、欧

米には見られないのかもしれない。またこうしたやり方は、計算理性を働かせて、機能的に、一挙に制度設計しようという精神態度からは、許し得ない「非合理性」に見えるのかもしれない。しかし、経済学者流の、「抜本改革=急務」論のみが、唯一の方法なのであろうか。

広井が三つ挙げる政治哲学の、第一のものは保守主義である。これは、生命倫理分野での態度決定において、生命科学研究の無限な発展に懐疑的で、〈何らかの宗教的信念〉もしくは〈"伝統的"あるいは"自然な"人間や生命の姿（「自然の摂理」といった表現）から逸脱〉していることを〈根拠〉にしている。(p.210) そこで重視されるのは、〈「伝統的な共同体関係や、人間と自然との関係（宗教的信念などを含む）」〉(p.185) であり、〈本来文字通り conservation（保全）に価値を置く理念であるから、〈環境保護（伝統的街並みの保全などを含む）を支える有力な理念の一翼を形成してきた。〉(pp.186-7) この発想に対して広井は、確かに、次のようにコメントを行っている。すなわち、〈これらの主張は場合によって"素朴な"あるいは"非合理的な"反対論のように考えられることがあるが、決してそうではなく、それはそれで明確な「価値」ないし信念体系であり、ひとつの一貫したスタンスとなりうる〉(p.185)、〈必ずしも（日本語での「保守主義」がしばしばもつような）"既得権に固執する"といったネガティブなニュアンスのみを意味するものではない〉(pp.185-6)、と。とはいえたるか、先述の、抜本的改革を徹底的に志向する姿勢には、経済学者流の「ホンネ」が、見え隠れしてはいないか。つまり、基本的に、保守「思想」とは旧弊な感情論に過ぎない、というのが、そのホンネなのではないか。

広井自身、本書においては、伝統的な価値観に対する急激な接近を示しており、これは前著までには余り見られなかった要素のように思われる。(後に触れるが) 宗教の要素や日本人の伝統的な死生觀を強調したり、「離陸の思想」に〈「着陸の思想」〉(pp.165 f.) を対置したりするようになっているのである。(ch.5) とはいえたるか、広井が最終的に採るのは、やはり、保守思想ではな

く、社会民主主義なのである。「着陸」という用語が、まさにその辺の事情を（期せずして）物語っている。離陸と飛翔は既定で不動の事実なのであり、それ以前の状態に戻したり低空飛行へと抑えることが問題なのではない、ただ宇宙の彼方へと無限に上昇を続けるのではなく、新たな国土への軟着陸こそが目指されなければならない。すなわち、〈物質的な「豊かさ」が実現され"経済的理由"から家族などの共同体的結びつきを求めるという動機づけが希薄になっていく中で、社会は自ずと「個人」が単位のものとなっていく〉という時代認識を示し、〈「自立した個人をベースとする公共性」に基本的な価値を置くという意味での社会民主主義的な理念が"時代の政治哲学"となるといえる〉と広井は言う。〈なぜなら、伝統的な共同体関係や自然との関係を志向する保守主義はあまりにも時計を逆戻りさせるもの〉だからである。(p.248) それに対して社会民主主義の立場は、〈ここまで時代や産業構造が変化すると、かつての農村共同体や家族関係等に単純に「回帰」することは困難であり、しかも、個人の自立や産業化ということ自体は（それによる物質的な豊かさの拡大を含め）プラスの側面ももっていた〉(p.243) という認識に立脚するものである。

このようなことを指摘するのは、抜本主義的・徹底的な設計主義の方法への懷疑論が医療経済学分野において語られており、しかも注目すべきものとなっているからである。この立場を明示的に推進する論者として、二木立正在いる(『21世紀初頭の医療と介護—幻想の「抜本改革」を超えて』勁草書房)。彼によれば、現在、策謀されている改革議論は、基本的に制度を改悪するものであり、日本の医療制度がこれまで築きあげてきた長所を失わせる。そこで念頭に置かれている改革派の基本的方向性は、市場主義的な、米国流の経済観をとりいれようとする「勢力」である。(このような、医療制度の問題で米国的价值觀をとりいれようとする発想の批判自体は、広井と共通する面もある。) そしてこの種の見方は、二木一人のものではない。旧厚生省を中心とした「場あたり的」で「非抜本的」な制度いじりが、アクセス自由で、

(世界でまれに見る) 公平な医療制度を築きあげてきたことを、まとった形で、しかも非常に説得的に展開した「名著」(二木立の表現による)が、池上・キャンベル『日本の医療』(中公新書)である。ここにおいて保守思想の「深さ」に、評者(麻生)は、深い印象を受けた。保守的であることを「蔑視」する経済学者流の設計主義に限界はないのか、と。

ヨーロッパ的状況という留保の上でだが、広井が保守思想に対して「思想」として一定の評価を示しつつも、やはり過ぎ去ったものであり、未来のないものと見ていることは、この意味で、考察を深めるべき論点を含んでいると考える。

3. 政党政治論への態度

上述のように、広井の基本的な「価値選択」、真意は「社会民主主義」にある。しかしながらここで、政党政治を論ずる段になると、奇妙なねじれを広井は見せる。

日本が近未来において採る思想・制度が、もし「社会民主主義的」なものであるならば、それへのスムーズな移行を広井は擁護してしかるべきではないか。ところが逆に警戒感を示すのである。

より詳しく言うと、時代の趨勢から、あるいは思想的内容面から、社会民主主義の主張は、それ単独の思想だけでやっていくのが困難な時代であり、対立イデオロギーである自由主義(本来の意味における)との単純な対立構図の段階ではなくなってきている、と広井は言う。ここに、対峙関係であった社会民主主義と自由主義とが、融合・中立化する、という方向性が生じる。〈(イギリスの)「第三の道」や(ドイツの)「新しい中道」論〉(p.249)はそのあらわれである。しかし思想内容的論理的に、そのような道筋が不可避であろうとも、日本の進路がいきなりこの社会民主主義と自由主義との融合形態に進むのは望ましくない、と広井は言う。その意味合いは、次のようなものである。〈日本のような状況……では、いきなり議論が「第三の道」的な

方向に行ってしまうと、事態が（二大政党制的な状況を経ることなく）いわば“一党独裁・パート2”の時代に取って代わるだけで、政治哲学の対決や選挙を通じたその選択ということが永久になされないまま曖昧な状況が展開してしまって……「理念と政策」のビジョンの提示や議論そして選択というプロセスが現在の日本において何よりも重要ではないかと筆者〔広井〕は考えている。）（pp.249-50）

日本政治史的には、大政翼賛体制以前の政策論争華やかなりし時代への無視（それは〈政治理念の対決や二大政党制の歴史がなく“一党独裁”的まで現在に至っているという事実〉（p.250）という表現に見られる）が気になるところではあろうが、戦後生れ（評者=麻生、1967年生れ、被評者=広井、1961年生れ）の世代では、〈曖昧な状況〉というのが、“自分の時代”相に対する率直な実感というものであろう。（その意味では、素直な共感もある。）

ここに見られる政治的志は、政策論争による政権闘争プロセスである。これは一面では政党政治、ひいては民主主義の王道的思想である。堂々と公約を掲げ、選挙民は目前の「卑近な」利害にとらわれず、理性的な判断に基づいて票を投じ、そこで出た結果に「忠実に」政治が行われる……。

広井は、社会民主主義と自由主義との接近の後にも、なお〈価値の力点の相違は残る〉はずである、と言って、その相違点の議論や政策提示によって、「〈選択〉」（ibid.）が行われるべきであると考えているらしい。しかもし本当にそうであるならば、問題点は〈いきなり議論が「第三の道」的な方向に行ってしまう〉（ibid.）ところにあるわけではないであろう。理の必然として、「第三の道」的な方向に行ってしまうことは不可避であると仮定して、その場合にも、なおそこにあるニュアンスの相違を無視した政治過程がはばをきかせてしまうこと、政策論争を通じた国民による選択という場面が欠落することが、問題なのである。

しかもここでは、もう一つの論点に注意しなくてはならない。このような政治プロセスの描出自体が、明確に、思想としての保守「主義」的 ideal の一

面に対立するものとなっている点である。理性的に制度を設計し、それを（政策・）公約として示し、総選挙・選挙運動という場面で理的に提示・説明し、それ（だけ）を判断材料として選挙民が理的に選択・投票する——保守主義の政治理想は、必ずしも、このようなものではない。例えば、自由民主党の政策決定プロセスは、——厚生省が医療制度設計（設計変更）を通じて行ってきたものと同様に——利益調整的であったろう。しかし、この手法を、〈一党独裁〉(ibid.)と呼ぶのは単純に過ぎよう。そこには（恐らく極めて隠微な）政策論争があり、選挙民の（陳情を通じた）意思反映等々があって、実際不明確〈曖昧〉(p.250)に、事が運ばれてきたのであろう。そしてそれは、保守思想とは必ずしも相容れないものではないかもしれない。（個人主義的な、——本来の意味での——自由主義とは決定的に相容れないであろうが。)⁶⁾

広井は、生命倫理に影響を与える三つの政治態度・政治哲学を提示して、次のように言う。〈最終的にどれを選びとるかというその結論そのものは、極端にいえば二次的な問題で……ひとつの一貫性（インテグリティ）をもつ価値判断の体系をもつことそれ自体〉の方が〈より重要〉(p.212)である、と。このような仕方で概念の整理を緊急の課題と考えるのは大いにうなづけるが、広井の場合は、そこから議論を進める際に、実際の叙述に顯在的ないし潜在的に多くの価値判断が含まれることには注意しなくてはならない。そしてその観点の多くは経済学型のものであり、したがって（典型的には反=保守主義・反=保守思想という形で）医療経済学的発想法に通有のものである、と言えよう。

4

"死生学"の別の見地からも、本書が見せる保守思想への接近は興味深い。効果的な治療回復を模索する中で、自然環境との触れ合いが有効であること

を通じて、〈自然との関わりを通じたケア〉(pp.137 ff.)へと広井は導かれる。また安らかな死を目指す考察の深化の中で、要請されるのは〈自然のスピリチュアリティ〉(p.156)・〈日本人の死生観〉(pp.157 ff.)の導入である。広井は本書で、日本人の死生観の三つの層を区別し、第三の無神論的唯物論的層に対置して、第一の層（汎神論的な原=神道的層）・第二の層（仏教=キリスト教的層）の回復を主張する。〈明らかにこれから時代は、戦後の、あるいは高度成長期の日本人が……忘れていった死生観の第一、第二の層——「伝統的な死生観の層」とも呼びうるもの——にもう一度目を向け、それを新しい形で回復していく、あるいは回復していかなければならない時代になるだろう。〉(p.165) 11年間の「理性主義的」模索の後に、このような宗教的因素へとつながっていったことは実に興味をそそられる点である。

(一方で、これまで広井によって語られてきた時間観への言及——哲学科出身の私には、未だ大いに未成熟で、相当の再構成と洗練の必要性を感じていた部分——は、本書では劇的に影をひそめるに至っている。時間概念への言及は、きわめて穩当で常識的な、経済的・制度的範囲に限られている。)

評者=麻生個人は、なお、生命倫理を含む本書の課題「生命の政治学」追求において、宗教的因素に直接に手を出す気には成れないでいる。しかしこれは、書評の範囲を越える問題となろう。

本書は、このように、現在生命倫理を考える上において、有益な無数の示唆を含み、数々の論点を提供（本書中に見られる不十分な点も含めて）する問題作である、と言えよう。そして、宗教的観念への回帰を通じて、死生学の構築に直接の関係があるばかりでなく、実践哲学の再検討の面でも、多くの議論が関係してくる。また「医療を考察する場合に、生命倫理学が、社会科学的見地を欠いているのは非常識で、医療経済的視野が必須不可欠である」との観点にも、考察すべき課題が多々残されていることを、あらためて教えてくれるのである。この意味で、われわれが真剣にとりあげなければならぬ、重要な著作であることは間違いないところであろう。

1) この方面的議論は、本書にも見られる。例えば第4章で、医療による患者の心理的・社会的サポートの必要性を論じるが、この背景には広井が以前から取り組んでいたケア概念再考の必要性がある。(医療経済学自体については、特に、117頁を参照。) さらに、個別的専門的な話題として、同章に「付論」扱いで「医療保険における患者負担拡大をめぐって」を論じている。その中で広井は、表面的負担拡大と共に、いわゆる〈混合診療〉(p.134) の拡大を指摘し、〈日本の医療システムの最大の長所だった部分を失わせる結果〉(ibid.) を懸念している。

この点に関連して一つ指摘しておく。実は多くの医療経済学者に共通した議論方法なのだが、ここで、他の——いわゆる——先進諸国との比較に訴え、米国を除いた〈ヨーロッパ諸国と比べると〉〈日本の医療保険制度における患者自己負担は〉〈もっとも高い水準に達している〉、と言う。(p.134) (また社会保障に関して、〈ヨーロッパ諸国の社会保障政策の趨勢とも基本的に重なっている〉ことを補強として、広井自身の持論〈「医療・福祉重点型の社会保障」〉(p.76) を主張した部分も参照。) 理論的背景として、本書によって初めて強調されるに至った「福祉国家の接近」(ch.3) があると思われる。

患者負担拡大の問題に戻る。広井が心配するのは、平等な医療へのアクセスが困難となる点、および受療機会の阻害が、日本人の高い健康水準を損なわせるおそれにつながる点である(ibid., cf.p.252)。この議論は、この部分だけを見ると「紋切り型」で、医療費水準——ただし患者負担率ではないことに注意——の過度の作為的抑制を指摘し、適正水準への回復による医療質向上を訴える二木立の一連の議論や、社会(学)的見地から、日本人の平均寿命数値「のみ」を用いて〈日本人の高い健康水準〉(ibid.)・日本医療の優秀性を示そうとする論述への批判的考察の紹介(『健康と医学の社会学』山崎喜比古(編) pp.72-3)も参照。とはいえ、この分野の「名著」は、池上・キャンベル『日本の医療』中公新書であって、これによれば、広井の見解はおおむね受け入れられる。

2) イギリス一国がリベラルであることは、その国から招いた研究者がリベラルであることを意味しないのは、当然のことである。しかし日本の生命倫理

学が注目を怠り、あまり知られていない雰囲気を「見る」ために、「英國一般の風潮」をも示す研究者を迎えることには、また重要な意味があると言えるであろう。

- 3) 精神面への影響も、非常に重大である。制度変更は、経済的数値的なものに影響を及ぼすのみならず、社会風潮、人々の意識思想、発想や考え方によるまで、大きく変えてしまう可能性があるのである。相続を廃止するのであれば、労働意欲的な面での影響を予想しないわけにはいかない筈である。
- 4) もし広井の強く主張するように、「定常型社会」化が「必要」であるとしても、それは、必ずしも「可能」であることを意味しない。——どんなにあがいても、こと現状に至っては、人類の滅亡は必須・不可避のことかもしれない。——その実現可能性の見積りを安易に怠ったままで、「必要なるがゆえに可能」を推論するのは、哲学の世界では、かつてどこかで聞いたことのある、誤謬推理の一種である。
- 5) 〈また年金については「最後の大改革」という言葉とともに"小出し"の改革が繰り返され、制度への不信が増すばかりになっている。〉〈個々の分野の制度改正が縦割り的に論じられ、社会保障全体の将来像がよく見えないという状況が続いている。〉(p.252) 確かに評者（麻生）自身も、このような政治手法には、不安・不快の念を抑えられない。この意味では、〈保険と税の役割分担ができる限り峻別し制度の趣旨がわかりやすいものに再編していく必要〉に、「原則的な」賛意を惜しむものではない。
- 6) 社会保障の水準自体が、日本は国際比較の上でまだまだ低い、という問題は、また別個に考えなければならない。

(あさお・たかし 研究拠点形成特任研究員・駒澤大学他非常勤講師)